

筑波トランスパシフィックプログラム (TTPP)

2024 年度 交換留学生 募集要項

1. 趣旨

「筑波トランスパシフィックプログラム (TTPP)」は、地球規模課題の解決に向けて広く社会の安全・安心に貢献する中核的な人材の育成を目的に、中南米（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ、ブラジル）の連携大学との交換留学を実施する。

2. 募集情報

国名	留学先	プログラム派遣期間 (予定)	募集人数	募集対象	使用言語
メキシコ	メキシコ大学院大学	2025 年 1～3 月頃から 1 学期（約半年）または 2 学期（約 1 年）	若干名	正規課程 に在学中 の大学院 生・学群 生	スペイン語 及び英語
メキシコ	グアダハラ大学				
コロンビア	ロスアンデス大学				
ペルー	カトリカ大学				
チリ	チリ大学				
ブラジル	サンパウロ大学				ポルトガル語 及び英語

3. 応募資格及び条件

(1) 留学期間中を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者

なお、次の者は申請不可

- ・留学期間中に休学する者
- ・外国人留学生のうち国費外国人留学生
- ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生

(2) 留学先の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たす者

※スチューデントサポートセンターの HP、留学先の HP や FACTSHEET 等をよく確認すること

(3) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学習効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者

(4) スペイン語又はポルトガル語の学習意欲のある者

(5) 本プログラムに基づく単位を留学先で取得し、本学において単位互換を行うこと

(6) 渡航・滞在中の事件や事故、災害、感染症に備えて下記の 3 つすべてを行うこと

- ① 海外渡航システム (TRIP) の作成
 - ② 海外安全危機管理サービス (OSSMA) への加入 (費用は自己負担)
 - ③ 海外旅行保険 (留学に対応しているもの) への加入 (費用は自己負担)
- (7) 留学中に「国際協働パートナーシップ演習 (中南米)」を履修すること

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申請書
- ② 語学能力試験の証明書のコピー (TOEFL, TOEIC, IELTS, DELE 等の受験経験がある場合)
- ③ 成績証明書
- ④ JASSO 算出式 (日本学生支援機構 (JASSO) の奨学金を申請する場合)

※①～③は 1 つの PDF ファイルにまとめて、④は Excel ファイルにて提出してください。

他の形式 (画像データ等) では受け付けません。

(2) 提出先

下記 UTOS フォルダに提出書類をアップロードの上、筑波トランスパシフィックプログラム事務局のメールアドレス宛にご連絡ください。

【UTOS フォルダ】

<https://utos.tsukuba.ac.jp/public/gAZE1cAngApbYJXzd6NluU-8O-UiKgmKpgcThnF--XK>

【筑波トランスパシフィックプログラム事務局のメールアドレス】

latinamerica-pj@un.tsukuba.ac.jp

(3) 提出締切

- ・メキシコ大学院大学、サンパウロ大学への留学希望の場合：2024年9月13日(金) 8:30AM
- ・上記以外の大学への留学希望の場合：2024年9月27日(金) 8:30 AM

5. 選考方法

書類選考後、面接選考を行います。

面接の詳細及び日程については、書類選考通過者にメールでご連絡します。

6. 費用

航空券代・海外旅行保険・OSSMA・各種予防接種・空港までの往復交通費・滞在費 (宿泊費、食費、現地交通費等)・雑費・パスポート、査証、ESTA 各申請料及び申請にかかる手数料等

※留学先大学の授業料は不徴収（筑波大学への授業料の納付は必要）となります。

7. 奨学金

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を申請し、承認された場合、月額6万円が給付予定。奨学金支給回数が6回以上となる場合は、追加で渡航支援金13万円が給付予定（給与所得者の年間収入金額（税込）が300万円以下等、一定の家計基準を満たす場合は16万円。本件について詳しい確認を希望する場合にはお申し出ください）。

※成績評価係数の基準を満たす者（JASSO 算出方法：成績評価係数 2.30 以上）のみ JASSO への申請が可能です。成績評価係数は JASSO 算出式に必要なデータを入力することで確認可能です。

※「はばたけ！筑大生」や「トビタテ！留学 JAPAN」の奨学金との併給はできません。

8. 予防接種

厚生労働省検疫所 FORTH のホームページ等を参照し、自身の責任により受けてください。

※予防接種の種類によっては、数回（2～3回）接種する必要があるものもあります。なるべく早く医療機関や検疫所で接種するワクチンの種類や接種日程の相談をしてください。

9. 留意事項

- 1) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行いますが、最終的な受入可否の判断は協定校が行いますので、本選考結果によって必ず受入れが許可されるものではないことをご了承ください。また、協定校への申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであることを理解した上で応募してください。
- 2) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となります。協定校で履修予定の授業については、事前に支援室及び担当教員等とよく相談してください。また、単位認定は自動的には行われません。帰国後、忘れずに単位認定申請手続きを行うようにしてください。
- 3) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うようにしてください。応募する前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認するようにしてください。
- 4) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2年次以降の応募（3年次以降での留学）を推奨します。
- 5) 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください）」以下である必要があります。渡航先の国・地域が「レベル2（不要不急

の渡航は止めてください。)」 以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となります。

6) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがあります。中止勧告による帰国要請等には必ず従ってください。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はありませんのでご了承ください。

- ・ 学業不振
- ・ 書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないと筑波トランスパシフィックプログラム事務局が判断した場合
- ・ 有事や世界的感染症の拡大等

〔 問い合わせ先 〕

筑波大学 学生交流課 筑波トランスパシフィックプログラム事務局
(1A 棟 1 階 101)

電話 : 029-853-7427

e-mail : latinamerica-pj@un.tsukuba.ac.jp